

連合 徳島



JTUC-TOKUSHIMA

NO.221 (2010年5月26日)

発行人・小松義明 編集人・齋藤英司

日本労働組合総連合会徳島県連合会

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1

徳島県労働福祉会館6F

088-655-4105 Fax 088-655-4113

E-MAIL info@tokushima.jtuc-rengo.jp

すべての働く者の連帯で、希望と安心の社会を築こう

5月27日(木) 男女賃金格差解消に向けた学習会(東京)

28日(金) 全国男女平等参画推進委員長会議(東京)

労働福祉会館第40回通常総会 10時30分(労館502号)

労働者福祉協議会第26回総会 13時30分(労館502号)

6月2日(水) 連合中央委員会(東京)

当面の日程

狭山事件の再審実現を！



5月21日夕、JR徳島駅前において「狭山事件の再審を求める」街頭宣伝、ピラ・ティッシュまき行動を部落解放徳島地方共闘会議、部落解放徳島青年共闘会議、狭山事件を考える徳島の会の3団体で実施し、各組織から約100人を超える方々が参加した。

街宣は、地方共闘・加村事務局長の開会あいさつ後、まず始めに小松議長(連動徳島会長)が「狭山事件は部落差別をもとに犯人にでっち上げた冤罪事件だ。石川一雄さんが不当逮捕されてから47年、第3次再審請求から4年を迎える。この間、100万人を超す署名を東京高裁

に提出し、事実調べと再審実現を求めてきた。また、東京高裁と東京高検に対して要請八ガキを取り組んできた。昨年の12月に東京高裁・門野裁判長が検察に対して8項目の証拠開示勧告を行い、5月13日の三者協議において石川さんが自白した録音テープなど36点の証拠が開示された。この証拠開示は第2次再審中の1988年以来、22年ぶりのことであり、再審開始に向けて大きな一歩を踏み出した。昨年も足利事件、布川事件とあいつぎ冤罪が明らかになっており、その教訓が生かされなければならない。裁判所は偏見をすて、ただちに証人尋問などの事実調べを行い、再審を開始すべきだ。証拠が開示され、公正な裁判が行われるよう、県民・市民の皆さんのご支援とご協力を」と訴えた。

続いて、部落解放同盟県連・歯朶山書記長、青年共闘・小林副議長、民主党県連副代表・庄野県議の4人が次々とマイクを握り、それぞれの立場で石川さんの無実と再審開始を強く訴えた。

この間、各団体・組織からの動員者や

支持者は「証拠開示と事実調べから狭山事件の再審を実現させよう」のピラと

「狭山事件の再審実現を」のティッシュを通行人らに配布した。その後、そごう北エスカレータ

ー付近に移動し、シュプレヒコールと「差別裁判打ち砕こう」を合唱。最後に、小松議長の音頭で団結ガンバローを三唱し、狭山県内集会・街宣行動を終了した。

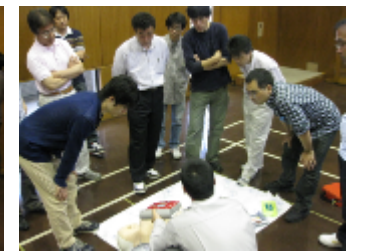
第10期養成講座スタート

連合徳島ボランティア・サポートチーム(藤本運営委員長)の第10期養成講座の開講式・第1講座が5月22日(土)徳島市東消防署において開催され、35人が参加した。今年も各構成組織等から56人の参加申込みがあった。

13時30分からの開講式に続いて、14



時から第1講座・一般救命講習では、東消防署3人の救命士から、事故などで心臓や呼吸が停止した場合に、そばに居合わせた人が救急車到着するまでにできる応急処置(心肺蘇生法・AED)について、詳しく説明を受けた。また、3班に分かれ、人形をつかったの実技を行った。受講者は、11月ま



でに7講座を受けることになっている。